

研究ノート

女子の役割の教材の背景 ——日露戦争に着目して——

Jason BARROWS

目 次

はじめに

第1章 本章の目的

第2章 国定修身教科書に見られる女子の役割の教材

第3章 留守家族の悲哀と困窮

第1節 家庭婦人にかかる負担

第2節 増税

第3節 農家の困窮

第4節 留守家族の経済の困窮

まとめ

はじめに

第二期国定修身教科書⁽¹⁾は、男女の役割を教材として5学年と6学年に取り上げている。修身教科書がなぜ「男子の務」と「女子の務」といった区別をして男女の役割を教材として取り入れたのか、本章では、特に「女子の務」に焦点を絞り、その動機を日露戦争に着目して、当時の社会的状況と照らし合わせて究明したい。

第二期国定修身教科書にみられる男女の役割の教材

まずははじめに、第二期国定修身教科書に登場した男女の役割の記述を見てみよう。

第五学年用『尋常小学修身書』卷五では第

二十七課「女子の務」で、武蔵忍藩の三宅尚斎の妻を取り上げて、女子の役割について言及している。児童書が載せた説話の概要は次の通りである。

三宅尚斎は投獄される際、尚斎の母と子の世話をするように二十両を妻に渡して頼んだ。妻は、尚斎が釈放された後に尚斎の為に必要であろうと二十両を使わず、その代わりに、妻自身の衣食を僕約して内職をすることによって、姑と子の世話をした。それを知って尚斎は妻を勞った。

教師用書によると「女子は人の妻となりて夫を助け、一家の世話をなすものなり。妻となりてはよく夫に事へて貞節を守り、舅姑を大切にして孝道を全うし、子女を教養して其の道を尽すべし。家政を整ふるはまた妻たるものの大なる務なれば、深く之に意を用ひて、夫をして内顧の憂なからしめざるべからず」とある。以上のように、三宅尚斎の妻の説話から、国定修身教科書では女子の役割は妻として自己犠牲を惜しまないことが女子の義務であると言及している。

一方、第六学年用『尋常小学修身書』卷六では、第二十四課で、目的を「男子の務と女子の務との別をしらしむる」と設定して「男子の務」と「女子の務」を載せている。しかし、児童用書、教師用書ともに、その内容は「女子の務」を説くことに大部分を割いてい

キーワード：日露戦争、修身

る。児童用書は「男子は成長の後家の主人となりて職業を務め、女子は妻となりて一家の世話をなすものにて、男子の務と女子の務とは其の間に異なる所あり」で始まり、「男子は剛毅果断にして女子は温和貞淑なるをよしとす」と説き、次に「女子も男子も同じく万物の長にして、ただ其の務を異するのみ」と説いて女子を男子よりも劣るとするのは間違いであるとし、「女子が内に居て一家の世話をなし、家庭の和楽を図るはやがて一国の良風美俗を作る所以なり。女子の母として子どもを育つことの良否は、やがて其の子の人となりに影響し、延いては国家の盛衰にも関係するものなり。されば女子も男子と同じく己が務の大切なることを思ひ、常に其の本分を全うせんことに心掛くべし」と女子の役割について説いて説話を終わっている。「家」を基調として女子は、妻としてまた母としての役割を持ち、家中だけに止まらず、国家に対する影響にまで女子の役割が拡張されていることがわかる。

そこで、女子の役割の国家に対する義務への拡張を第二期国定修身教科書の編纂直前にあたった日露戦争に着目し、当時の女子（特に家庭婦人）がどのような立場に置かれていたのかを調べ、日露戦争が第二期国定修身教科書にもたらした影響を考察してみたい。

留守家族の悲哀と困窮

日露戦争では、3年の兵営勤務をし終えて家庭を営んでいた男達を、予備兵・後備兵として召集し、戦場へ引きずり出した。予備兵・後備兵の動員は、戦線が拡大するにつれて増加し、日露戦争が動員可能な全兵力で戦われたことを示している。⁽⁷⁾ 戦線の拡大に伴って激戦が続き、補充された予備兵・後備兵は現役兵よりも戦死・負傷率が高かった。東京市内陸軍疾患者・死亡者統計によると、予備兵・後備兵の疾患者は現役兵の2倍前後を占めて

いた。⁽⁸⁾ 「補充兵は消耗兵なり、進撃喇叭は冥土の鐘なり」と兵士の間で流行したように、補充された予備兵・後備兵に多くの犠牲者を出していたのである。

週刊『平民新聞』は「予備兵召集の悲惨」という特集記事を、第十四号（明治三十七年二月十四日刊）と第十五号（明治三十七年二月二十一日刊）の二回にわたって組んでいる。

その中で、第十四号には「深川区の牛乳配達某は召集の命に接するや家を畠み妻を離縁して入営したり」、「京橋区小田原町と南飯田町と柳原町と及本郷町の四ヶ所より予備後備にて三十七名召集されしが、其中二十名は家を畠み妻を田舎に帰して入営したり」という記事があり、第十五号には「船頭を業として実母と先妻の小供と及後妻を辛じて養ひ居れるもの有之候が、去年後妻出産して人数一人増したる為め彼は一層貧困の身となり申候、而して斯かる際召集の命を受けしこゝて、彼の狼狽一方ならず、先づ母をして先妻の小供を連れて郷里の知辺に便らしめんとせしが前述の貧困故其の旅費出来ず、又後妻とその赤子をして彼女の実兄に便らしめんとせしが実兄も召集されしことて之も出来ず、大弱りに弱りて工夫中、召集の日限に差迫り、彼は自暴自棄酒を飲んで入営したるより、四人の者は可哀そうに路途に迷ひ居り申候」という記事が載せられている。予備兵、後備兵として召集された兵士達は、出征前に、応召後の家族の生活の維持について何の手だてもないままに、妻を離別したり、実家に預けたり、最悪の場合は何も処置できずに一家離散の道を歩んでいる様子が伝えられている。

同様に、第十四号では、「夫が召集されて俄かに軍隊に入る事になったので、もう七月八月といふお腹を抱えて泣きの涙で別を告げやうと思って、はるばる出て来たるも、中々に会ふて心の丈を話さん暇もなき忙しさに、せめて夜中にでもと牛込筈町あたり陣営の門前を幾度となく行き帰るものあり」という

記事もあり、残された妻の悲しみが伝えられている。

また、第十四号には、「深川区の車夫某は父和助（六十六）、母フク（六十）、妻カツ（廿八）、長男西太郎（八つ）、及び竹次郎（三つ）の家族五人を自分一人の上にて扶助し來りしものなるが、今度予備の召集に応じて入営の未となりたれば五人の者は早速其の日の暮しにも差支ふる事となりたり」、「牛込区の職工某は日給四十銭を取りて老母と二人其の日を送れるものなりしが、今回召集され、翌日より老母糊口に窮せり」という記事が載っている。同様に、第十五号には、兵士の母が「併に出られましては嫁と孫と私でどうすることも出来ませぬ、運能くて併の帰る頃は私等はも一餓死して居りましょー」と語った記事が載っている。このように、残された留守家族は、一家の働き手である男を戦場へとられたため、生活をしていくにも手だてがなく、困窮をきわめたことがわかる。

『婦女新聞』第二百二号（明治三十七年三月廿一日刊）にも、「憐なる軍人家族」と題して、次のような記事が掲載されている。その中には、「横濱戸部町六の一七八箱屋佐藤音吉の妻ちかは長女とき（八歳）二女かつ（五歳）三女ひで（三歳）の三人の児あるに夫が出征したるより大に困りたりし處亦々女児を分娩したるより一同身軀は健康なるも飢渴にせまりおる有様なりと」とあり、子ども達を抱えて飢餓に陥りうる家庭婦人の姿が伝えられている。

さらに、日露戦争は多くの戦死者を出したため、困窮する遺族も増加した。『婦女新聞』第二百八十一号（明治三十八年九月廿五日刊）の社説には、「戦死者の遺族」を取り上げている。それによれば、「名誉の戦死、貴き犠牲、人生至高の最後なりと雖も夫を失ひたる妻、父を失ひたる子の悲みは、之が為めに輕減せらるべくもあらず。（中略）無論、彼等〔戦死者の遺族一引用者〕には賜金あり、扶

助料ありと雖も、将校以上は兎に角、下士卒に至りては、安んじて飢を凌ぐべからず、況んや子女を教育する事をや」とある。出征後に戦死した兵士達の残された家族が精神的、経済的に悲嘆に暮れたことがわかる。

家庭婦人にかかる負担

出征した兵士達の家族は家計を支える働き手をなくして困窮に陥ったため、家庭婦人達が生計を立てる必要が生じた。『婦女新聞』第二百一号（明治三十七年三月十四日刊）の社説には、「職業を與えよ（出征軍人の妻に）」を取り上げている。それによれば、「多年唱導せる婦人の職業が今日に最も必要なるを思ふ。若し是等軍人の妻にして相当の職業を有し、良人の留守中は勿論、万一の場合老親幼児を充分とは行かずとも扶養するだけの力あらば、別れに臨んでもいかに心強く、出陣の夫をしてもいかに後顧の憂を絶たしむべき。近来軍人家族の救護を目的とする団体の、到る處に設けらるゝは洵に慶すべき事なり然れども、戦争は幾年を以て終局すべきか、予測すべからず而して、他に国債は募集せられ、物価は昂騰し、増税また遂に止むべからずとせば、幾十万人の家族を救助する事、最後まで継続し得べきや否や、心細き限りといふべし。（中略）されば此際、金銭に代ふるに職業を以てし、其賃銭を慈善的に世間よりも高からしめば、幾年の永続にもさまでの不都合を生ぜざるべく、且たとひ僅にても新たに産出する事なれば、国家経済にとりても利益なるべし」とある。

『婦女新聞』が指摘するように、軍人遺族の援助を目的とする団体などの救助だけでは限界があることは明らかである。さらに、戦費を支える国債の発行や増税に伴って物価が上昇し、出征兵士の家族の経済負担は大きなものであることがわかる。家庭婦人達が内職や外へ働きに出て生計を立てる必要が生じたのである。

また、出征兵士達の給与は1円80銭程度であります。⁽²⁰⁾ この金額では大半の家庭では生活の補償にはならなかった。さらに、その遺族扶助料をめぐって、嫁と舅、姑等の家庭不和も発生していました。⁽²¹⁾

そして、戦費を支える国債の発行や増税に従って物価が上昇したこと、出征兵士の家族の生活困窮を一層悪化させた。食料品や衣料品を中心にして、物価の上昇が続き、1905年の食料品と衣料品の価格は、1900年の1.27倍と1.20倍であった。⁽²²⁾ このような物価の上昇に対して、労働者の賃金はそれほど上がってはいなかった。例えば、大工は1900年に80銭だったのが1904年は85銭、日雇人夫は1900年に37銭だったのが1904年は40銭、左官は1900年に92銭だったのが1904年も92銭、とそれほど上がってはいない。⁽²³⁾

増税

日露戦争の戦費は18億2629万円にも及び、日清戦争の戦費の2億3340万円に比較すると約9倍にあたった。これは、戦前三十六年度中央政府歳出計2億5000万円の約8倍にあたる巨額である。⁽²⁴⁾ 日清戦争の戦費は無増税と無外債を採り、内国債の募集に依存していたが、日露戦争の戦費は主に外債と増税によってまかなわれた。日露戦争の戦費の約10.7%が増税に依存し、約78.3%が公債に依存している。⁽²⁵⁾ 公債のうち内債は38.0%であり、外債が内債を上回り40.3%をも占めていた。⁽²⁶⁾

増税については、1904（明治37）年度に第一次非常特別税法による増税を政府は決定した。この法案は、帝國議会で若干の減額修正を受け、平和回復後の翌年末日限りで敗しすることを明文化して成立した。⁽²⁷⁾ これにより、政府の税収増加予算額は6220万円余であり、前年度の税収総額1億4616万円余の約42%強にもあたる程であった。さらに、1905（明治38）年度に政府は戦費の増大に伴って、第二次非常特別税法による増税を決定した。第二

次増税による税収増加予算は7412万円余であり、2回に及ぶ増税は予算総額にして1億3633万円余に達し、日露戦前の平時税収額に匹敵し、国民の税負担はほぼ倍加された。⁽²⁸⁾

政府は増税を既存の税の増徴や新しい税の創設ことによって敢行した。例えば、地租（郡村宅地）定率は約3倍、営業税や所得税第一種は約2.5倍、所得税第三種（10万円以上500万円未満）は約2.5倍から3.5倍、砂糖消費税は2倍から3倍に増徴して、織物消費税従価15%，石油消費税従価10%等といった税を新設し、煙草、塩を専売して約4倍の增收を企図した。⁽²⁹⁾

「他日『酷税』の非難をうけた」増税は、⁽³⁰⁾ 「戦争に対する消耗に対応する生産を確保するため、国民は平時より多く働き、消費は極力これを切り詰める」状況を招き、政府は勤儉貯蓄奨励運動の名において、強く行政指導を行い、各地方長官にその励行を行わせた。⁽³¹⁾ その様子を『日本金融史論』では、「軍用品の運送より得たる村民の貯銀を以て勤儉貯蓄組合を設けたるあり、『小学校児童髪刈規則』⁽³²⁾ あり、『記念勤儉貯蓄組合』⁽³³⁾ あり、（中略）『奉公貯金』『覚悟貯金箱』『義金』⁽³⁴⁾ あり、（中略）全国到るところ貯蓄組合の設けあらざるはなく、多きは一県一千数百余に及べるあり、少なくも百を以て数うるのであった」と伝えている。

農家の困窮

この時期、主産業である農業に携わっていた家庭では、その困窮はさらに深刻なものであった。1905（明治38）年、東北大飢饉が起こり、日露戦争による生活の疲弊に追い打ちをかけた。1905（明治38）年の大凶作は、連年の凶作が重なって特に深刻であった。宮城県編『明治三十八年宮城県凶荒誌』には、「明治三十五年の凶荒に遭遇して五十六万九千石余の減収となりたる為の農民の疲弊甚しかりしに、其の翌々三十七年に日露干戈を交

へ、曠古の大戦役となり予備後備国民兵まで召集せられ、農馬亦多く徴収せられしのみならずうちには爱国公債の募集あり、農民疲弊せり」と記されている。日露戦争下で、大凶作がおこり、予備兵・後備兵として農民が動員され、軍馬として農馬を徴収される等、農家の負担は非常に大きく、出征兵士を出した農家の困窮は深刻であった。さらに、小作農家の家庭婦人達はすでに内職や農業に携わっていたが、生活を維持するのは困難であった。そこに、予備兵・後備兵として働き手の男達が動員されたことで、小作農家の家庭婦人達の家計維持は困難の上に困難を重ねて、窮地に陥った。

留守家族の救済の困難

出征兵士をだした家族の困窮ぶりは、これまで見てきたように深刻であった。その一方で、残してきた家族、つまり応召後の家族の生活について、出征した兵士達も気がかりであった。福井県大野郡羽生村（現在の足羽郡美山村）大宮に住む笠松家に保存されている従軍兵士たちからの軍事郵便においては、兵士達が出征するにあたって、また戦場にいて、最も多く書き記したのは、あとに残してきた家族を意味する「留守宅」についてであった。あとに残してきた家族への心配は、兵士達の望郷の念を強くして、戦闘意欲を喪失させる要因になった。

そこで、下士卒⁽³⁷⁾の家族に限定して、内務省は「下士卒家族救助令」（明治三十七年四月四日勅令第九十四号）を公布し、「予備後備補充兵の応召下士卒の家族にして、隣佑等の救護あるも尚其生計困難なるもの」であるから、国庫より救護費を下付することにした。けれども、救護を受けられる家族は、「召集の当初より引続き応召者と同一の家に在る祖父母父母妻兄弟姉妹を謂ふ、但し召集中出征したる嫡出子は召集の当初より其の家に在るものと看做す」（第二条）により、厳しく限

定されていた。さらに、救助は、地方長官が願出に応じて、「資産の程度労役の能否扶養義務者其他救護を為す者の有無並に各種の状況を調査」（施行規則第一条）したうえで決定するという厳しいものであった。そして、「生業扶助、現品給与、施療、現金給与等の方法」（施行規則第二条）によったが、「何れの救助にせよ直接金品の給与は之に伴ふ弊害少からざるを以て十分矯弊に努め、成るべく生業扶助の計にてるを以て両全の方法」として、救助内容の方法も厳しかった。そのため、留守宅の家族は、妻子が飢餓にせまっていても未入籍のために救助を拒否されたり、救助申請に伴う手続きが厳しいために不快な思いにさせられた。⁽³⁸⁾

政府による公的な「救助」は「是等家族の救助は之を国費に竣たず隣保相扶の誼に依り保護の途を立ること最も適應の措置たる」との立場から、出征兵士の家族の救助を「隣保相扶」という名のもとに民衆へ転嫁した。各地行政機関は、「隣保相扶」のために、恤兵会、奨兵義会、兵事義会などという名称も元に、さまざまな戦時協力組織の結成をはかった。しかし、このような救助があったとはいえ、留守家族の生活は困窮をきわめていたのである。『婦女新聞』が指摘するように、軍人遺族の援助を目的とする団体などの救助だけでは限界があることは明らかであったのである。

まとめ

第二期国定修身教科書は「女性の務」を夫の不在中に妻として一家・家計を維持し、家庭を支えるのは国家への義務であると説いた。しかしながら激戦が続いた日露戦争は、それまで一家の生活の稼ぎ手であった男たちを戦場へ狩り出し、大量の戦死者、戦傷者を出し、さらに増税や物価の上昇といった経済的打撃、残された一家の生活は困窮をきわめ、家庭の婦人たちは生活が困窮する中、生計を立てる

必要が生じたことが読み取れる。政府のとった戦争遺族救済の対策は功を奏さず、負担は大きなものとなった家庭の婦人たちの姿が見える。

このように、人々を苦しめた日露戦争の状況が第二期国定修身教科書の背景にあり、夫の留守中を妻が生計を立てるといった「女子の務」を押しつけることによって、戦争で犠牲になった女性達を隠し、将来の戦争に備えて子ども達に、ここでは特に女子児童に向か、家庭婦人が生計を自ら立てる動機を第二期国定修身教科書に与えたと推察できる。

参考文献

- (1) 1907（明治40）年、文部省は「小学校令」を改正して義務教育年限および尋常小学校の修業年限を4年から6年に延長し、翌年4月に実施した。それに伴って文部省は国定教科書を改訂し、1911（明治44）年6月に『尋常小学修身書』全巻の修正を決定した。これが第二期国定修身教科書である。『尋常小学修身書』巻一巻二是1910（明治43）年4月から、巻三四巻四是1911（明治44）年4月から、巻五巻六は1912（大正元）年4月から使用された。
- (2) 沖新編『近代日本教科書教授法資料集成』第五巻 教師用書1 修身編 東京書籍1983 p.223
- (3) 同上書 p.248-249
- (4) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻 修身（3）講談社1962年 p.121
- (5) 同上書 p.121
- (6) 同上書 pp.107-08
- (7) 大濱徹也編『兵士』新人物往来社、1978年, p.71
- (8) 同上書, pp.70-72
- (9) 谷寿夫編『機密日露戦史』原書房、1966年, p.492
- (10) 史料近代日本史・社会主義史料『平民新聞』（一），創元社，復刻版, p.323
- (11) 同上書, p.323
- (12) 同上書, p.349
- (13) 同上書, p.322
- (14) 同上書, pp.322-323
- (15) 同上書, p.323
- (16) 同上書, p.349
- (17) 『婦女新聞』第五巻 明治三十七年, 不二出版, 復刻版, p.107
- (18) 『婦女新聞』第六巻 明治三十八年, 不二出版, 復刻版, p.317
- (19) 『婦女新聞』第五巻 明治三十七年, 不二出版, 復刻版, p.91
- (20) 亀山美知子『近代日本看護史 II 戦争と看護』ドメス出版、1989年, p.88
- (21) 木下尚江「遺族扶助料の争議」『月刊新聞直言』1905年2月26日刊
- (22) 農務省大臣官房統計課「明治三十八年ノ物価ニ及ホセシ戦争ノ影響」小汀利得編『経済編』p.287, 明治文化資料叢書第二巻収
- (23) 農務省大臣官房統計課「明治三十八年ノ賃金ニ及ホセシ戦争ノ影響」小汀利得編『経済編』p.241, 明治文化資料叢書第二巻収
- (24) 日本銀行『本邦主要経済統計』p.143による数値。ただし、大蔵省編『(明治) 年大正財政史』第1巻 p.228-229による日露戦費は19億8610万円であり、戦費に戦後特兵に支給した一時賜金を含めた総額だと推測される。高橋亀吉『日本近代経済発達史』1973年 p.357
- (25) 高橋亀吉『日本近代経済発達史』1973年 p.357
- (26) 大蔵省編『明治大正財政史』第1巻, pp.228-229, 高橋亀吉『日本近代経済発達史』1973年 p.358
- (27) 大蔵省編『明治大正財政史』第1巻, pp.228-229, 高橋亀吉『日本近代経済発達史』1973年 p.358
- (28) 大江志乃夫『国民教育と軍隊』1974年 p.112
- (29) 『明治三十七八年戦時財政始末報告』1906年 p.71
- (30) 『明治三十七八年戦時財政始末報告』1906年 p.73
- (31) 大蔵省編『明治大正財政史』第1巻, pp.228-229, 高橋亀吉『日本近代経済発達史』1973年 pp.359-360
- (32) 高橋亀吉『日本近代経済発達史』1973年 p.359
- (33) 高橋亀吉『日本近代経済発達史』1973年 p.361
- (34) 宮村由仲『日本金融史論』北国出版社、1974年 pp.228-229, 高橋亀吉『日本近代経済発達史』1973年 p.361
- (35) 宮城県編『明治三十八年宮城県凶荒誌』p.2
- (36) 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争 五〇〇通の軍事郵便から』朝日新聞社、1988年, p.252
- (37) 陸軍軍人は武官と兵卒からなり、武官の中に下士が位置づけられている。曹長、軍曹、伍長等が下士にあたる。
- (38) 大濱徹也編『兵士』新人物往来社、1978年, p.77

[Abstract]

"Woman Role and Duty" According to
the National Moral Textbook during the Russo-Japanese War

Jason BARROWS

While there is little doubt that the boys were trained to be the soldiers of the future during their school years by the National Morals Textbook, the question of what the girls were to contribute socially and culturally to Imperial Japan still remains. This question was addressed by the National Morals Textbook in answer to the effects of the war, when the husbands, the main money-makers of the family, were drafted and either killed or injured on the battlefield. For example, there is a section that teaches girls the mother's responsibility to her family and to the nation. Girls were taught how women should respond to the demands of "total war" and how the parts they played in the conflict challenged traditional ideas about women's "proper role" in society as wives, mothers, workers, victims, and patriots. We will exam young women's part in society and how they were taught to respond to the demands of "total war."